

あきる野市保育所条例に規定する西秋留保育園については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、引き続き社会福祉法人秋川あすなろ会に次のような理由により管理を行わせる。

#### 理由

近年の多様化する保育と良質な保育サービスを効率よく提供することや、待機児童の解消を推進するためにも公設民営に移行することが求められている。そのために、西秋留保育園を施設の改築に合わせて民間委託することを決定し、保育所の運営全般について良好な実績を有する市内の社会福祉法人を対象に、プロポーザル方式により申込のあった2法人の審査を経て、社会福祉法人秋川あすなろ会が委託事業者を選定され、これに伴う保育所条例の一部改正の議決を受けて、平成15年4月1日から当該法人に運営管理を委託し、2年半が経過し現在に至っている。

西秋留保育園の開設にあたっては、定員を40人拡大し、100人とするとともに、当該法人の多大な努力により、零歳児を含めた乳幼児保育の充実、延長保育、休日保育、一時保育、障害児保育、子育てひろば事業などの保育サービスに充実に向けた取組が着実に進められている。

また、あきる野市次世代育成支援行動計画に基づき、西秋留保育園の民間委託について、在園児、卒園児の保護者へのアンケートによる検証を実施したところ、秋川あすなろ会に運営委託をして良く変わったという一定の評価が認められた。

以上のように、当該法人については、管理運営を受託して、平成17年度末でまだ3年であること、保育サービスが充実していること、入園児の保護者からも信頼を得ていることから、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号により公募によらない指定管理者候補者とするものです。